

『2000年のアメリカ教育戦略』と教育政策・教育課程上の課題

——日米の比較考察からみた中等教育改革実現の可能性と条件

加藤 憲雄

第1章 日米教育の直面する教育課題と比較研究

1. 本論の目的～課題解明のために

アメリカや日本など先進工業国の教育は今、重大な岐路に立っている。21世紀を目前に、急速な社会変化～政治・経済・金融・人的交流のグローバル化、先端技術の高度化、情報化と巨大メディアの四権化、都市及び地方の変貌、少子高齢化など、21世紀の教育と子どもの生活をどう編成していくのか、21世紀の教育社会をどう再編していくのか、など困難な課題をかかえている。

本論の目的は、教育社会をめぐる社会変化とそれがもたらす教育病理といった問題状況を踏まえ、第一に、アメリカの学校制度や教育諸原理＝価値をとりあげて、それらを歴史的、現代的な視点から、日本における教育との比較によって、日米両国、如いては世界の国々に共通する21世紀に向かって前進し得る教育の本質的な在り方なり基本条件を探究していこうというものである。

第二に、そこから米国と日本との多様な個性、ないし諸事象を併置比較と相互関係の解明を通して、そこから教育の本質的なあり方を考察・探究し、具体的な改革課題と課題解決の方向を明らかにしていこうとするものである。

第三に、アメリカの19世紀末から20世紀初頭にかけての中等教育改革と1980年代から90年代にかけての教育改革運動と中等教育改革における「中等教育編成の原理と機能」に焦点を合わせて、その比較考察を展開する。

第四に、そのことを通じてその歴史的、現代的な意義を明らかにするとともに、改革の対象となっている問題なり課題それぞれの多様なあり方や個性的あり方を、日本との比較においてとらえ、そこを流れる普遍的な原理を考察することである。

第五に、「中等教育編成の原理と機能」を踏まえて、日米の教育改革で焦点となっている21世紀における中等教育改革と「学びのインセンティブ」の再構築の課題と条件について、解明していきたい。

第六に、その際、教育の成立と展開を支える国家、政治・経済・文化構造との関連への視点を絶えずもって、21世紀における「中等教育再編成の原理と機能」の本質的な解明に迫りたい。

さらに、これらの考察を通じて、あらためてアメリカにおいて提起されている1980年代から2000年にかけての主要な教育改革課題や理念・ロジックを吟味・検討し、現代アメリカの社会と学校・子どもの現実に即して、その教育をよりよいものとして発展させるために一般化させうる普遍的な価値ないし原則、それを保障する制度的な枠組みを考察・研究していきたい。

2. 米国が直面する問題の所在

1969年以来毎年実施されているギャラップ教育世論調査には「公立学校が直面している最大の問題」を選択肢で問う項目が必ず加えられているが、それによれば、1970年代以来一貫して～60年代教育現実でもそうであったが～「学校の規律の欠如」が最大の問題であり、薬物問題は重要度順位で5～6位を示していたが1978年から85年まで2位を占めるようになり、1986年には、遂に1位となって、国民にとって麻薬等の問題が、アメリカの公立学校で最大の関心事となった。

1980年代後半から今日にかけて、コカインやコカインを錠剤化したクラックなどの蔓延が、麻薬問題を、今日のアメリカ社会と学校における最大の問題に押しあげている。

1985年の連邦保健省の調査報告によれば、1985年においては、12才以上のアメリカ人の19%、3,680万人がマリファナ、コカインなど一種類以上の違法な薬物を経験し、そのうちの12%の若者が前の一ヶ月間に一度以上薬物を愛用したということである。また、LSDのような幻覚剤の乱用は減少傾向にあるが、コカインの乱用者は、増加している。マリファナの場合、アメリカ人全体の33%が過去一年間以上の使用経験を有し、その乱用者は1,800万人、うちほとんど毎日愛用している常習者は600万人に達し、最初にマリファナを経験する平均年齢は11.8才である。コカインの場合は乱用者1,200万人、常習者580万人と見積もられている。更に12才から21才までのコカイン乱用者のうち54%がマリファナを使用する複合乱用の経験者であった。クラックについては、85年調査時点では調査項目にふくまれていなかったが、マリファナやコカインに代わるほどの勢いで若者の間に流行してきた。しかし、レーガン政権の麻薬戦争と『危機に立つ国家』以来の教育改革運動の中で、81年から84年をピークとして、マリファナ、コカイン、幻覚剤、そしてアルコールなどの使用は、1992年の国立麻薬乱用研究所(NIDA)の調査によって、75年調査開始以来最低の割合を示した。

しかし1991年には、13万4000人のティーンエイジャーたちが、週に1回かそれ以上コカインを使用し、58万人のティーンエイジャーたちが、週に1回かそれ以上マリファナを使用し、更に45万4000人の中学生・高校生が、週に1回酒によるどんちゃん騒ぎを行ったことも、アメリカの青少年の現実であり、依然としてこれらの問題が深刻であることには変わりがない。

すべてのアメリカの青少年に等しく保障されてしかるべき総合制中等教育の現実と背合わせのこういった青少年の現状は、一部の生徒の優秀性と卓越性を全面的に否定するものではないが、この理念と「等しく理念」の統一的達成という、目標の内実へ疑いをはさむのに十分な結果であるといえよう。

麻薬、特にコカイン・クラックは、個人にとっても、依存による心身の破綻、経済的・

家庭的破綻、あらゆる犯罪への傾斜、社会的地位の喪失などを全面的に生じさせ、青少年にとっては、学問や未来、現実の教育の放棄・学校からの追放を意味している。

のちに、『危機に立つ国家』を受けてその後の教育改革を前進せしめるべく、ブッシュ政権は、91年1月の大統領教書で全米知事会議で合意した「2000年まで達成すべき六つの教育の全米目標」を発表した。すなわち、それらはアメリカの抱える問題をそのまま意味していた。その目標は以下のような内容でAからFまでである。その目標Fでは「すべての学校から麻薬と暴力を追放」することを掲げている。

これはクリントンの「2000のアメリカ教育目標」として引き継がれている。このようなあたり前の教育環境をつくるのが、同じ「国家目標」にある「理数科で世界一の成績を得る」課題など一緒に掲げられている。

従って、「コナントの総合制中等学校」についての歴史的総括は、単にその二つの教育理念や教育課程についての現実合理性、有効性、多様性、発展性を論じるだけに留まらず、社会全体の中における教育機能、その中に位置する学校教育という観点から、多岐にわたって考察していく必要がある。

アメリカの公立学校教育が直面しているまさに教育病理といった問題はどこから来たのか。60年代以降にアメリカでなぜ急に噴出したのか。これらの教育病理が起こる教育社会とそのメカニズムが解明されなければ、またそこに焦点を当てて議論されなければ、これらの病理を癒す的確な改革の道筋と具体的な対応方針は生まれてこない。

(別表1) 公立学校が直面している最大の問題 (ギャラップ教育世論調査 1989)

区 分	全国集計 内訳右欄	在学生を 持たない人	公立学校生 を持つ親	私立学校生 を持つ親	* 複数 回答 単位 — %
薬物使用	34	35	30	30	
規律の欠如	19	20	16	23	
適切な財政の欠如	13	11	18	11	
貧弱な教育課程・学力基準	8	9	9	7	
大規模校・過大学級	8	6	11	6	
良い教師を得がたい	7	8	6	9	
低い教員給与	4	4	4	7	
教師側の関心の欠如	6	4	6	2	
親側の関心の欠如	6	6	6	5	
人種統合・バス通学	4	3	5	7	
犯罪・器物破壊	4	5	3	2	
以下略	*	*	*	*	

学校教育システムは、社会において、青少年の選別・振り分けという機能を集中的に担って来た。進学・就職の準備教育としての役割を中核的な機能としてきた。どの時点

で、何を基準として、どのような方法で、選別・振り分けを行うのかということが、社会的に大きな課題となって来た。日米両国においては、学校システムの中でも中等教育システムが初等教育、高等教育の中間的な教育段階として社会の多様な要請に応え、この中核的機能を果たして来た。

中等教育システムをどう編成するかという課題は、発達課題を抱えた青年期の子どもたちの学習・生活と成長を、社会全体としてどう組織するかという問題でもある。

現代のアメリカにおける中等教育システムをつらぬく機能と編成原理を歴史的軌跡を踏まえて考察し、それらが大量消費・情報化社会と学校や家族の在り方、そこでの生活スタイルと人間関係の在り方とどう関わり、米国の60年代以降の学校と教育、青少年たちが直面している問題状況が、如何なる背景・要因を持って生まれたのか分析することによって、現在の社会・文化状況の中で、80年代以降のアメリカ教育改革がめざした中等教育学校における学びの質を高める基本条件と可能性がいかんにして導き出され、どのような条件のもとでその目標が達成されるのかを考察することが本研究のねらいである。

3. 日米教育の比較研究の現状

日米の高校生や中学生に関する各種の比較調査では（財）日本青少年研究所の昭和50年代から90年代までの詳細、かつ系統的な調査がある。

日米の政府および研究者が共同でとりくんだ日米教育比較研究には、天城勲編著『相互にみた日米教育の課題』（第一法規、1987年）、潮木守一・天野郁夫・喜多村和之・市川正午編『教育は「危機」か—日本とアメリカの対話』（有信堂高文社、1987年）などがある。

アメリカのレーガン政権は『危機に立つ国家』（1983年）を発表しアメリカ教育の現状に警鐘を乱打し改革を促した。その後ブッシュ政権はこの課題を引き継ぎ『2000年のアメリカ教育戦略』（1991年）を発表し、この課題達成がクリントン政権に託されている。これらに関する研究・分析を行った我が国のアメリカ教育研究者のものとして、橋爪貞雄著『2000年のアメリカ教育戦略』（黎明書房、1992年）、佐藤三郎「六つの国家目標について」（『アメリカ教育学会紀要』第2号、1990年）、佐藤三郎著『アメリカ教育改革の動向』（教育開発研究所、1997年）などの労作がある。

更にアメリカの教育改革運動の現状と動向に焦点をあて、教育の機会均等のみならず、教育の高い基準の均質的な達成をも共に実現するという問題点や課題に論究している現代アメリカ教育研究会編『特色を求めるアメリカ教育の挑戦』（教育開発研究所、1990年）、および同研究会編『学校と社会との連携を求めるアメリカの挑戦』（教育開発研究所、1995年）が教育課題ごとにその現状と改革課題を明らかにしてくれている。金子忠史著『変革期のアメリカ教育—学校編—』（有信堂高文社、1985年）も、アメリカ教育総体を克明に明らかにしたもので、アメリカ教育を全般にわたって体系的、総合的な視点から把握することを助けてくれる。

アメリカの中等教育に関する先行研究としては、1933年（昭和7年）、日田権一による論文「教育制度改革運動としてのジュニア・ハイスクールの発達と職能」でアメリカ

学校教育体系の単線化に果たしたジュニア・ハイスクール運動の意義について述べている。1935年（昭和10年）8月に文部省教育調査部が『欧米における中等教育制度改革問題』を刊行し、その中でアメリカの「中等学校教育制度改革問題」をとりあげている。

同じく文部省の教育調査団が昭和11年3月に『教育制度の調査』（第7号）中で、アメリカのジュニア区分とシニア区分のハイスクールを紹介している。昭和初期に我が国においても、六・三制への関心が顕著に見られたことを示している。戦後になって1949年（昭和23年）に、富永正著『アメリカにおけるジュニア・ハイスクールの教育』と題する単行本が出て、アメリカの中等教育についての概略を紹介をしている。

さらに同年六・三制発足間もなく、真田幸憲著『ハイスクール研究—アメリカ教育制度の実 際』の第3章「米国学制の改組運動」において、ハイスクールの改組当時の動向が、原文献から引用をもって簡潔に紹介されている。戦後の本格的な研究としては、小林虎五郎が1957年（昭和32年）『教育学研究』（日本教育学会編）に寄稿した論文「ジュニア・ハイスクールの歴史的課題」がその形成についてかなり詳しく論じている。ついで宮地誠也の『アメリカ中等教育史』が、1966年（昭和41年）刊行され、その第8章で「六—三—三制の発足」について紹介している。これは、アメリカ中等教育史についてまとめた我が国では初めての書物であった。1976年（昭和51年）、清水和彦が論文「Junior High School の成立過程—初等教育と中等教育の接続関係をめぐって」および、同執筆者は、1980年（昭和55年）に「Junior High Schoolの発達過程に関する一考察—Articulation機能を中心に」を発表している。いずれも学校間接続問題を取り扱っており、制度論的な側面から六・三制成立過程の実態にアプローチした得がたい考察である。

市村尚久著『アメリカ六・三制の成立過程』（早稲田大学出版部、1987年）は、我が国の六・三制の起源でもあるアメリカ六・三制の理念が総合制中等学校の理念を中核にして醸成されて来たという歴史的事実を再確認し再評価・擁護するという課題から克明に書かれている。

80年代以降のアメリカの中等教育に焦点を当てた教育改革課題についてアメリカ国内での論文ではM・H・ファトレル (Futrell, M.H.)が、“Looking Back on Educational Reform”(Sept. 1989)で教育改革の達成されていない使命について論及し、L・ダーリング—ハモンド (Darling-Hammond, L) は、“Achieving Our Goals for American Education”(Dec. 1990)の中で、教育の国家目標達成のために、うわべだけの改革か根本的な構造改革かを問うている。A・シェンカー (Shanker, A.)が“The End of the Traditional Model of Schooling”(Jan. 1990)で、公立学校再構築のための誘因利用の提案を行っている。S・リードとR・C・ソーター (Reed, S. & Sautter, R.C.) は、“Children of Poverty: The Status of 12 Million Young Americans”(Jun. 1990)の中で貧しい子どもたちの現状と課題にふれ、F・A・J・イアニ (Ianni, F.A.J.) は、“Providing a Structure for Adolescent Development”(May. 1989)の中で、青年の望ましい発達課題に必要な体制づくりについて問題提起をしている。M・W・アップル (Apple, M.W.) は、“Is there a Curriculum Voice to Reclaim?”(Mar. 1990)の中で、教師の奪われた教育課程編成権を教師の手に確保することが重要であると指摘するとともに、アメリカの公教育の「公平性」は、実は幻想に過ぎず、学校は国家権力とそれを支え

る階級構造を再生産しているのだと主張している。一方、経済学者で公共政策の専門家であるR・J・ボーガン(Vaughan, R. J.)は、“The New Limits to Growth: Economic Transformation and Vocational Education”(Feb. 1991)のなかで、アメリカにおける熟練労働者の不足という問題に触れ産業界の要請に応えた職業教育の必要性について具体的な提案をしている。

日米の教育(比較)研究は、それぞれの研究分野の傾向や研究スタイルの違いをふくみながらも、1980年代以来のアメリカの教育改革を一つの大きな契機として、この10年あまりの間に、中等教育の編成原理と機能を主な焦点に、もっと冷静な目で日米双方の長所と短所をその歴史的、現代的文脈の中でより深く理解しあおうという日米相互の努力と取り組みが一層活発にすすめられるようになってきている現状にある。

本研究においてはこれらの動向も踏まえ上記の参考文献や論文及びその紹介文献、報告資料、アメリカ政府関係機関及び民間の統計資料等を分析・考察資料として参考とした。

4. 研究の方法と内容

本研究は、文献・日米の教育諸論文、日米それぞれの、あるいは相互の統計資料などを基礎として、アメリカの19世紀末から20世紀初頭にかけての中等教育改革、及び60年代以降の教育動向を踏まえながら、とりわけ中等教育を中心とする80年代から90年代後半にかけての教育改革に焦点をあて、中等教育編成の原理と機能を歴史的視点から考察・整理し、21世紀という転換期を迎えて、高く豊かな学びの質をもった学校・教育課程原理とその展開のあるべき姿を究明しようとするものである。

研究の進め方としては、まずアメリカ教育のあり方を左右してきた中核的基本理念を中等教育に焦点をあてつつ検討し、それらが社会発展に呼応していかなる展開を遂げアメリカにおける教育システムを編成してきたのかを考察する。さらに1960年代以降のアメリカの中等教育編成の原理と機能の特徴を政治・経済・文化状況との関わりで究明し、深刻化するアメリカの教育病理現象の背景と原因を複合的・構造的に明らかにする。その上にとってアメリカ社会における中等教育編成の相反する原理的対立を、複合的分析軸に研究の視点を置いて分析し、その対立を超克してどのような学校と教育をつくっていくのかについて考察を進める。

第2章 アメリカにおける中等教育の歴史・伝統・理念の形成・発展

1. アメリカの教育及び中等教育の歴史と軌跡

アメリカの教育制度は、6歳未満の就学前教育、6歳から12歳ないし14歳までの初等教育、13歳ないし15歳から16歳までの中等教育、18歳以上の高等教育の4段階に区分できる。アメリカの教育制度全体は、児童生徒が各人の能力に応じて、階梯制度といわれる教育段階別に進級・進学でき、すべて平等に教育を受けることが保障される開放された仕組みとしてとらえられる。いわゆる「単線型」というものであり、加えて「大衆化」、「多様性」と、アメリカの教育にはこの三つの特色が挙げられる。教育行政は、地方分権制となっており、連邦憲法修正第10条によって、教育に関する権限を州に留保し、

各州あるいは各地方の学区が、制度、教育内容等の規制について責任を持つシステムとなっている。学校制度、義務就学年限、学年歴、入学・卒業要件、教育課程や教科目等に自由な裁量と権限を有し、アメリカ教育の「多様性」を保障するものとなっている。

初等教育においては、特に5歳児入学や文化的及び経済的に恵まれない低所得の階層や少数民族の幼児を対象とするヘッド・スタート（1964年）のプログラムが実施され、就学前教育は、5歳児を中心とする幼稚園（Kindergarten）として、多くの公立小学校に編入されるようになった。初等教育の早期化、これがアメリカの初等教育課程の大きな特色のひとつになっている。義務制の初等教育段階の13歳までの就学率は、1997年現在99%をこえ、前期中等教育段階の就学率も99.2%となっており、小・中学校は文字通り大衆（コモン）のための教育機関となっている。5～6歳の幼児教育の就学率も94.0%となっており、幼児から初等教育の「大衆化」は現実のものとなっている。「無償の教育」「共通のカリキュラム」「同一の学校への就学」「均等な機会」をモットーとするコモン・スクールとしての小学校が、建国以来の伝統を守って地域社会に根づいている。定住や西部開拓を通じて、多くの国から集まった人種の違う移民同士が、子どもたちの教育のために、教会や地域社会を通じて私財を投じ学校を建設した、その建国以来の伝統は、学校にそれぞれの地域社会と住民に奉仕する教育施設ならびに文化・教養施設センターとしての機能を授けた。それはまた、学校での諸経験を、それをとりまく地域社会のより広い生活の諸活動と密接に結びつけることを当然とした。アメリカでは小学校が「地域社会の資源を利用して学校の通常のプログラムを強化すること」「学校が、地域社会の活動に参加し、地域社会を改善すること」「学校が、地域社会の教育上の努力を調整するよう指導すること」を、その重要な使命として、地域住民のコミュニティ・スクール（センター）として機能することを期待されてきたのである。更に、中等教育、高等教育を接続して、それぞれがこのような機能を果たすことを目標としてきた。

アメリカの学校の日常では、教育の機会均等が建国以来の教育伝統として強調される一方で、フランスやドイツ同様、飛び級や落第が今日でも小学校からある。障害児教育や移民や難民のためのバイリンガル教育、貧困・落ちこぼれ対策の特別プログラムがある一方で、英才教育のための学級がどこの学校にも設けられている。各学校では成績優秀者表彰のためのセレモニーを行って成績優秀者の優越感を鼓舞する。スカラーシップも成績優秀者であることが獲得の第一条件である。人権意識や運動が鋭敏である一方で、家庭でも学校でも伝統的に親や教師（校長）の体罰が容認されている。ハイスクールには世界のどこの学校よりも盛りだくさんな何百科目という選択メニューを用意して生徒の興味・関心に何が何でも応じようとしている。移民や難民の子どもたちがハイスクールに入学を希望すれば、何の躊躇もなく、即座に受け入れ自国民同様の教育を施そうと考える。

全米に州単独学区、カウンティ学区、町およびタウンシップ学区、独自の学区単位組織（district unit）など4種類、15,000をこえる学校区があり、親・市民の積極的参加を得て地方分権的教育行政の担い手として存在する。アメリカの教育現実は、世界に例がないほど多様でダイナミック、かつユニークである。このアメリカ教育の現実は、どのような教育伝統と理念から生まれたのであろうか。これらの疑問に答えることは、アメリカ教育から学ぶことの多い日本にとってとりわけ重要なことである。

そのために、まずアメリカ教育史の流れの中で、後期中等教育の歴史・伝統・理念の形

成・発展を概括的に辿ってみる事とする。

2. 「権利としての公教育＝無償義務化」への歴史的軌跡

アメリカの教育は、17世紀初頭、バージニアおよび北部ニューイングランドと大西洋沿岸中部地方を中心として、ヨーロッパ各国からの移民の波状的な流入と彼らによる植民地建設とともに始まった。英国国教会の宗教的弾圧から逃れてきた清教徒たちが1620年にマサチューセッツ地域のプリマスに上陸したのをきっかけとして、1630年にマサチューセッツ湾植民地が結成された。植民地初期のアメリカの教育の伝統の一つは、教会と国家（植民地政府）とが、公認の宗教を布教し、維持する正当な協力関係にあるという認識のもとに、公的資金の援助で公立学校の制度化が試みられたことである。彼らは、神政国家の指導者である牧師、政治家、役人、弁護士をはじめ、各種の専門職業人の養成に努めた。そのためラテン語やギリシャ語の古典語を中心とした自由学芸教育を施す、大学予備校のラテン・グラマー・スクールが、1635年にボストンに創設され、翌1636年にハーバード・カレッジの設立となった。

他方では、貧民の増加を防ぎ、「宗教の諸原理と主要法令を読み、かつ理解できる読書能力」を子どもに身につけさせるため、1642年に最初の義務教育令が制定された。これは、両親および親方に子どもを教育させる義務を課し、町の行政委員にこれを監視する責任を負わせ、違反するものに罰金を科す権限を与えたが、学校設立までには至らなかった。1647年の教育令は、指導者養成と一般庶民の教育の二つの系統を一つの法律のもとに規定し、世帯数の規模に応じて、各町に読み書きを教える教師とラテン語文法を教える教師の任命を要求した。

初等教育では、自国語の読み、書き、算術、宗教教育と結びついた「行儀と作法」が主であった。家庭教師、教区学校、読み方と宗教を教える「読み方学校」、多少程度の高い書き方と算術を教える「書き方学校」があった。

植民地期の中等教育は、上層階級の子どものために大学準備教育を施すラテン・グラマー・スクールが主流であった。この学校は、7～8歳に始まり、7ケ年の修業年限であった。ラテン・ギリシャ語の古典語を中心に、若干の宗教教育と体罰を伴う厳格な規律上の訓練が行われた。18世紀前半になると、商業・貿易や科学技術の発展にともない、簿記、計算、外国語、船舶工学、数学、機械学、測量術、天文学、物理学、軍事科学などの新しい実際的かつ実用的な教科に対する需要が高まった。こうしてグラマー・スクールに代わって、私立の英語文法学校が設立され、中産階級の大学に進学しない若者を対象に実際的な職業教育を施した。⁽⁶⁾ さらに1751年、フィラデルフィアにベンジャミン・フランクリンによってアカデミーが創設されたのを契機として、1775年のニュージャージーのニューワーク・アカデミーの設立など、新しいタイプの中等教育機関としてアカデミーが出現した。この教育課程は、ラテン語学校と英語学校の教育内容や価値を結合して、統一的な組織を持ったところに特色があり、実用的な現代諸科学が含まれ、世俗的な性格がより濃厚となった。最初は私立学校として出発したが、徐々に、州の補助金を獲得していくようになり、女子にも開放されて、女子のための読み書き教育のサマースクールや芸能教育をきっかけに、マサチューセッツ州においては、女子アカデミーも設立され、1720年から独立戦争まで約50年間中等教育機関として繁栄した。⁽⁷⁾

1776年のアメリカ独立革命は、国家の統一に向かう時期の教育を特徴づけた。

1778年の連邦憲法制定、1791年の修正で、その第一条において、国教の禁止、すなわち、国家が特定の宗教を公認して公費援助することを禁止し、教会と国家との分離とともに、宗教信仰の自由を保障した。また修正10条で、「憲法によって合衆国に委任されず、また州に対して禁止されなかった権限は、それぞれ各州あるいは人民に留保される」と規定し、教育は州の権限とみなされるようになった。マサチューセッツ州では、1827年に、強制的課税によって学校を全面的に維持し、1834年には、恒久的なコモン・スクール（初等教育）基金を創設し、1852年に、強制的な義務就学法を成立させている。社会階級的区分の意味が強かったヨーロッパのそれと異なり、アメリカのコモン・スクールは、すべての人民に共通な学校を意味して、共通な価値体系、宗派に偏らない共通なキリスト教道徳、読み、書き、算数の基礎教科のほか、アメリカの憲法・歴史を教え、また貧富の差別なくすべての人に平等に公開され利用される無月謝の学校を意味した。その設置母体は、州や地方を中心とする地域社会、コミュニティがなり、公的援助と維持に努めた。罰金、認可手数料、特定の税金、公営富くじ、寄付金、児童数に応じて徴収される地方税等が公的な援助資金となった。これに私的な資金源も加わった。中等教育では、1821年のボストン英語・古典語学校の創設を先駆として、その庶民的な性格のつよい実際の教育を施すことを目的として引き継がれた大衆的な中等教育機関である公立のハイスクールの発達が見られた。これは、マサチューセッツ州の1826年の教育法で法制化された。以後、公立ハイスクールは、初等教育の上への接続発展という形式をとって、公費維持のコモン・スクールの体系に位置づけられ、更に中部、西部、南部へと、大衆の中等教育機関として発展していったのである。この頃すでに、古典語、近代語、英語、科学等のコース分化が進み、教科が多様に分化し、選択性が検討・実施されるようになっていった。また自由と平等に基づく、教育における能力主義と教育の機会均等の教育理念の出現と定着がこの時期見られた⁽⁶⁾

初等教育をすべての者に与え、その財政をすべての者が負担するという無償学校の理念の実現とその義務化は、アメリカ公立学校制度の父と呼ばれるマサチューセッツ州初代教育長（1837年就任）のホーレス・マンとコネチカット州初代教育長で、後のアメリカ合衆国の初代教育局長官となったヘンリー・バーナードらによる公立学校運動の力によるところが多い。これらが機会均等理念の出現と定着に貢献したことは間違いない。この時期はまた産業革命が始まった時期とも一致する。南北戦争直前までに全米で300の公立学校と6,000の私立学校があった。⁽⁷⁾ 南北戦争（1861～65年）に象徴される奴隷解放運動は、教育の面では黒人の教育の機会均等化の運動と結びついていた。1847年に、マサチューセッツ州最高裁判所が「分離すれども平等な黒人用の教育施設は合法である」とする判決を下し、以後長期にわたって分離教育を是認する法的根拠となった。以後南部を中心に、黒人用の分離学校が設けられた。南北戦争後は、南部教育を振興するために、連邦政府が1865年に自由人援護局を設け、解放奴隷や戦争避難民の救済・援護に加えて教育援助を行ったのをはじめ、黒人学校の増設など黒人教育の推進に貢献した。

中等教育の分野では、公費維持のハイスクールの拡張には、納税者グループや宗教団体からの激しい反対運動があった。しかし1874年、ミシガン州最高裁判決、カラマズー判決によって、州がコモン・スクール（公立小学校）に限定することなく、公立ハイスクールを設立して、完全な教育制度を確立する権限を有することが認められ、かつ中等教

育のための課税も合法とされたため、以後、とりわけ1890年以降、ハイスクールに関する法律の制定と普及が目覚ましく、1918年には、その数は、約25,000校、生徒数160万人にのぼった。こうして中等教育の大衆化の基盤が、南北戦争後50年間の間に築かれたといえることができるのである。⁽⁹⁾

3. 6・3制の成立と中等教育改革

アメリカの学校制度としての6・3制は単線型学校体系の典型として、またその体系の主流になることが期待されて成立したひとつの理想的な制度概念である。この制度は、教育の機会均等の拡充と総合制中等学校の実現にむけての最有力なものとして志向された。我が国における6・3制の起源も、この時代のアメリカの6・3制成立に求めることができる。アメリカの6・3制は、世界の学校制度に影響を与えた学校制度体系全体にわたるもっとも重要な学制改革であり、そのめざすところは今日なお有効であると考えられる。

この制度の理念が形成されたのは、1888年2月16日、当時のハーヴァード大学総長のチャールズ・ウィリアム・エリオット (Charles William Eliot, 1834～1926) が、行った提言「学校プログラムは短縮され、しかも充実することができるか」を（「学校教育年限短縮論」）を契機としている。この提言が、1893年の「十人委員会報告」1918年の「中等教育改造審議会報告『中等教育の基本原則』」に終わる一連の中等教育改革勸告案の流れを決定づけたとされているからである。

ハイスクールは、アカデミーの近代的な実学主義の立場をさらに発展させたもので、個人の自発性を重視する民主的な中等教育学校として中等教育民主化の要望にこたえた。特にこれは、第一次産業革命における経済的要求と中産階級の興隆に支えられたのである。職業教育振興策がとられたのも大きな特徴である。1862年の連邦におけるモリル法、1914年のスミス・レバー法、1917年のスミス・ヒューズ法制定は中等教育段階における職業教育の教員養成やその教育課程の設置に連邦援助を規定した。

アメリカがこうして初等・中等学校教育を時代の要請に応えるものとして発展させつつ更にこれを無償の義務教育として、広く一般大衆に開放したことは、統一学校組織の先駆的役割もつものとみなされており、ここにアメリカ教育の特色がある。⁽⁷⁾

この時期に、全米教員協会 (National Teachers Association、1857年、後に改組して全米教育協会に、1870年) が創設され、またカーネギー教育振興財団 (Carnegie Foundation for the Advancement of Teaching) が1905年に創設されている。以後アメリカでは、これらが中心となり、教育制度や教育内容、教育水準の基準の検討や教育改革の論議がすすめられるようになった。現在もなおこれらは重要な役割を果している。

19世紀末から20世紀初めにかけては、6・3制や総合制の教育改革と平行して、かつこれに影響を与えながらジョン・ジュイのシカゴでの実験学校を契機とした「児童中心主義」「進歩主義」の教育運動が起こり、1930年代までその全盛時代が続くことになる。1940年代になり、保守主義の生活適応教育運動が起こり、進歩主義の教育運動は下火となりやがて進歩主義協会自体が消滅する。1910年代にはアメリカ教員総同盟 (AFT)、1920年代には全米PTAができています。

1957年、旧ソ連が世界で最初の人工衛星スプートニクを打ち上げたことは、アメリ

カに大きな衝撃（「スプートニク・ショック」）を与えることになった。これを契機に国家防衛教育法が制定され、教育の効率的・能力主義的再編をめざした教育改革が行われるようになった。科学技術教育や職業教育の強化が叫ばれ、科学研究に連邦資金が大幅に投入されるようになった。教育は州だけの問題ではなく、国家の問題として重視されるようになったのである。カリキュラム編成では、「現代化」が流行となり、数学や理科を中心に、学問研究の成果を踏まえた教育内容の「現代化」が図られた。

ところが、1960年代になると、人種差別撤廃を求める公民権運動が発展し、公民権法や経済機会法などが制定（1964年）され、平等という価値が社会・教育政策のもっとも重要な価値として認識されるようになった。ヘッド・スタート計画が進められ、奨学資金が拡充され、マイノリティの入学定員割当制が導入され教育の機会均等が行政的に上から行われるようになった。60年代から70年代初頭にかけては、学校における人種統合を促進するために「強制バス通学制」が導入された。しかし、こういった強制的行政措置は、白人中産階級による、子どもを私立学校に通学させたり、郊外への転出をはかるなどの「ホワイต์・フライト」を招いた。こうした中で自発的な人種統合政策が検討されるようになり、マイノリティの多い居住区に、カリキュラムや教育施設の充実した特別に魅力ある高校～マグネット・スクールを導入して、白人子弟の自発的な回帰を図ろうとする政策がとられるようになった。この施策はやがて大きな成果おさめることになる。

しかし、もう一方では60年代以降、急速な都市化の進行やベトナム戦争の拡大、人種差別撤廃運動の社会的広まり、学園紛争の拡大など、社会全体に権威や権力、規制秩序への抵抗が物理的力の行使も含めて組織され高揚するといったアメリカ社会の大きな変化があった。「カリキュラムの現代化」は、教育内容の高度化を招き、学習の遅れや学校秩序の混乱の温床となり、公立学校の押しつけてきて定型的・画一的な教育現実が厳しく批判されるようになった。大学進学率の上昇にもなって、総合制中等学校の進路振り分けシステムも大きな問題となってきた。

こうして70年代は、「学校の人間化」がスローガンとして掲げられるようになり、フリースクール、オールタナティブ・スクールの運動が展開し、カリキュラムの多様化が進められた。開講される授業科目は500科目をこえるところは普通で、600科目をこえる学校さえ珍しくなかった。自動車の教習・整備、各種のボランティア活動、おさない母親・父親に備えての科目、薬物教育など、後に「ショッピング・モール・ハイスクール」と批判される学校が現出することとなった。

ところが80年代になると、そうした70年代までの教育動向に対する反動が起こってきた。それは60年代後半から始まったひどい教育現実が、一向に改善されないことへの不満と反動であった。1983年、連邦教育省は、『危機に立つ国家』という報告書を発表し、卓越性（excellence）という価値の追求、教育の再建による国家の経済的・政治的威信の回復を国家目標とするに至った。経済の国際競争力を高め、日本やドイツに対抗するためには、これらの国に大きく立ち後れている教育水準の引き上げが不可欠なものとして強調され、ハイスクール卒業基準の引き上げ、教員の資質の向上、生徒や教員への能力テストが実力テストの実施など、性急で過激な政策が実施されるようになった。

以上のような80年代教育改革動向が、ブッシュ政権の「2000年のアメリカ教育戦

略」に引き継がれ、94年のクリントンの「Goals 2000」に引き継がれて、卓越性追求の基調は続いている。そして90年代になって、学校選択の問題、市場原理による学校教育の改善・活性化という問題が、アメリカの教育上の大きな争点になってきている。

以上が、アメリカの教育、及び中等教育を歴史的に概観しての要点である。(Norio. Kato)